



福祉タクシー・燃料併用助成券の交付を広げます

☎ 社会福祉課障がい者福祉係（市役所 1 階 ☎ 番窓口 ☎ 内線 308・320）
大滝総合支所地域振興課（☎68-6111）

自家用車の燃料代にも併用できる「福祉タクシー・燃料併用助成券」を重度の障がい者（児）の方に交付します。平成24年度から対象者が広がります。

対象者 伊達市に住民票がある方で、次のうち 1 つでも該当する方

- ①身体障害者手帳 1 級・2 級を交付されている
- ②療育手帳 A を交付されている
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級を交付されている
（医療機関に入院されている方と社会福祉施設に入所されている方、および市寝たきり老人等移送サービス事業に登録されている方は対象になりません）

※②・③が対象者として追加

交付日時 4 月 2 日(月)からの開庁日
午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

場所 市役所 1 階第 2 会議室（会計課横）
※ 4 月 3 日(火)以降は担当窓口で手続き
大滝総合支所地域振興課

手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳

- 印鑑
- 自動車検査証

（自家用車の燃料代として利用する方のみ）

※利用車両は、障がい者本人または介護者が所有・運転の「自家用車」（1 人につき 1 台）

その他 平成23年度の交付対象者（身体障害者手帳 1 級・2 級を交付）で、まだ助成券交付を受けていない方は、3 月 30 日(金)まで手続きが可能です。



市営住宅・道営住宅の入居者を募集します

☎ 建築課住宅管理係（市役所 3 階 ☎ 23-3331 内線 392・393）
大滝総合支所地域振興課（☎68-6111）

入居資格

現在、住宅にお困りで、次の要件を満たす方

- ①世帯全員の収入が公営住宅法に定める基準以内でそれを証明できる方
- ②日本国籍の方または外国人登録をしている方
- ③税の滞納がない方
- ④持ち家のない方
- ⑤公営住宅または社宅に入居していない方
- ⑥暴力団構成員ではない方

申込方法 申込書の提出

申込書等配布期間 3 月 5 日(月)～16 日(金)

申込書配布場所

建築課住宅管理係・大滝総合支所地域振興課

※ 3 月 12 日(月)以降は、直接受付会場へ

受付期間

3 月 12 日(月)～16 日(金)午前 9 時～午後 5 時

受付場所 市役所分庁舎 5 号室

大滝総合支所地域振興課

抽選日時 3 月 22 日(木)午後 2 時

抽選場所 カルチャーセンター

※当選後、入居資格の審査実施

その他

大滝区内の空き市営住宅は随時入居者募集

募集住宅

区分	団地名	間取り	入居要件
市営	にれの木団地 6	2LDK	一般世帯向け (単身不可)
	旭町改良住宅 2	3DK	
	旭町改良住宅 3	3DK	
道営	黄金団地	3LDK	子育て世帯向け (単身不可)
	山下団地 C	2LDK	一般世帯向け (単身不可)
	舟岡団地 2	3LDK	

※子育て世帯向け

小学校就学前のお子さんがある 3 人以上の世帯



「伊達市市制施行40周年記念」の協賛事業を募集します

☎ 総務課総務係（市役所 2 階 ☎23-3331 内線 244）

伊達市が今年、市制施行40周年を迎えるにあたり、協賛事業を募集します。
協賛事業になると、事業名に「伊達市市制施行40周年記念」の冠を付けることができ、広報だてや市ホームページに掲載することができます。※事業への資金助成をするものではありません。

対象事業 市内を中心に活動している企業、団体や市民を対象として実施する事業で、4月1日から平成25年3月31日までに実施するもの
※ただし、次の事業は対象外とします。

- 市民の参加が限定されるもの、または市民に公開されないもの
- 営利を主たる目的とするもの
- 政治・宗教に関するもの
- 公序良俗に反するおそれがあるもの
- そのほか、事業内容が記念事業としてふさわしくないもの

募集期限 5月31日(木)

※申込方法など詳しくは、市ホームページまたは担当までお問い合わせください



国民年金のお知らせ

☎ 市民課市民係（市役所 1 階 ②番窓口 ☎23-3331 内線 289）

国民年金「学生納付特例」の手続きが2年目から簡単になります

20歳になったら、学生の方も国民年金に加入する義務があります。

国民年金保険料は毎月納めるのが理想ですが、収入がなく納めることが難しい場合もあるため、学生には納付猶予の制度が用意されています。

今までは毎年市役所で申請する必要がありましたが、2年目以降の申請は年金事務所から送付されるはがきで手続きができるように簡素化されたものです。

23年度、学生納付特例制度に該当している方に更新申請書のはがきが届きますので、必要事項を記入して年金事務所へ送付してください。

なお、学校が変わった方や学生ではなくなった方は、そのはがきでは手続きできませんので、あらかじめ市役所で申請手続きをしてください。

誤ってはがきで申請した場合、後から資格が取り消され年金受給権などがなくなることがありますので、ご注意ください。

退職時には国民年金加入の手続きを

20歳～59歳までの方が、退職などで厚生年金を離脱した際には、国民年金への加入手続きが必要です。（扶養されている配偶者も手続きが必要）

退職時の国民年金加入に際しては、年金事務所や市役所からの案内はありませんので、自ら申請しなければなりません。

国民年金に未加入のままだと、数ヵ月後に年金事務所から加入手続きを督促する「勧奨状」が届きますが、その時には既に保険料未納扱いとなっています。もしもの時の障害年金など、受給資格を満たさなくなっていることもあります。

退職時には、再就職までの短期間であっても、年金事務所からの勧奨状を待たずに、すぐに市役所で国民年金の加入手続きをしましょう。